

令和3年5月14日（金曜日）県民の皆様への知事メッセージ

全国においては、感染力の強い変異株が急速な広がりを見せており、12日には1日当たりの新規感染者が約4か月ぶりに7千人を超えました。

緊急事態宣言の対象となっている区域はもとより、対象となっていない区域においても過去最多を更新するなど、全国各地で「第4波」が猛威を振るっており、重症者数も過去最多を更新しております。

このような状況を受け、政府は、本日、北海道、岡山県、広島県にも緊急事態宣言を発令し、まん延防止等重点措置の適用対象に群馬県、石川県、熊本県を追加する方針を決定しました。県内においては、「集中対策」期間中の会津若松市及びいわき市における感染拡大に歯止めがかからず、会津若松市周辺の地域においても感染が確認されているほか、都市部を中心に他の地域においても感染者が増加しており、今月は、昨日までに30市町村で感染が確認されております。

新規感染者数は、変異株の影響もあり、この13日間で740人を超え、11日には過去最多となる95人の感染が確認されたほか、飲食店の利用や地域コミュニティでの飲食を起点とした家庭や職場での2次感染や3次感染、さらには、感染経路不明者も依然として多く確認されております。

本県の即応病床数は、県内の医療関係者の並々ならぬ御尽力により、現在は456床に達し、更なる上積みも進めていますが、予定していた手術や入院の延期など、通常の医療に影響が生じる厳しい状況となっています。さらに、ここ最近はそれをも上回る勢いで感染が拡大し、昨日時点の病床使用率は86.8%となり、新たに感染が確認されたとしても、その方を入院させる病院が見つからないほどに病床は逼迫しており、通常の医療をも圧迫させ、救える命も救えないほどに深刻な状況となっております。

県民の皆様には、この危機的状況を強く認識いただいた上で、県内全域を対象として、人の流れを減少させるとともに、飲食時を含めた様々な機会において感染リスクを抑えるため、これまで以上に強い対策に取り組んでいただかなければならない状況にあります。そこで、感染の急激な拡大に歯止めをかけ、医療提供体制の崩壊を防ぐため、「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」を発令いたします。

これに伴い、県内の全域を対象として実施している「緊急特別対策」を明日15日から31日まで、拡大、強化いたします。

まず、県民の皆様にお願いです。不要不急の外出の自粛をお願いいたします。

特に、飲食を伴う懇親会や会合は、感染リスクが高まります。営業時間短縮の要請に応じていない飲食店や、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は控えてください。

次に事業者の皆様をお願いです。県内全域の接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店の皆様におかれましては、5月15日の午後8時から6月1日の午前5時までの時間帯の営業自粛をお願いいたします。アルコールを伴う飲食や会合、懇親会等については、感染のリスクが高まりますので、酒類の提供は午後7時までとし、併せて、業種別ガイドライン等に沿った感染防止対策を再度徹底してください。

これらに御協力を頂いた飲食店に対しては、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を、お店の売上高等に応じて支給いたします。なお、本日から営業を自粛された事業者の皆様も対象にいたします。

その他の事業者の皆様にも、「飲食店への時短要請」と「県民の不要不急の外出自粛」による影響が想定されます。そのため、売上げが減少した中小法人の皆様に対し、一時金を支給いたします。事業者の皆様には、御苦勞をお掛けいたしますが、御理解と御協力をお願いいたします。学校関係者の皆様には、感染リスクの高い学習活動や宿泊を伴う学校行事等を停止するようお願いいたします。

医療機関、施設管理者の皆様には、改めて感染防止対策の再確認と徹底をお願いいたします。 今が正に、自分自身と大切な方の命を守る正念場です。改めて、「人の流れを抑える」「飲食時の感染リスクを抑える」、この2つを皆様に徹底いただき、この危機的状況を共に乗り切りましょう。皆様の御理解、御協力をよろしくをお願いいたします。